

令和4年度 第1回矢祭町農山漁村再生可能エネルギー協議会議事録

- 開催日時 令和4年12月22日(木) 午後1時30分
- 開催場所 矢祭町役場 第1会議室
- 委員の現在数 13名
- 出席した委員数 8名
- 出席した委員の氏名
 - ・設備整備者 O. バルテンシュタイン (IFCJ 株エコライフラボ事業統括責任者)
 - ・農林漁業者 富永 盛彦 (東白川郡森林組合代表理事組合長) 代理 鈴木英樹
 - ・農林漁業団体 古市 孝行 (久慈川第一漁業協同組合組合長)
 - ・学識経験者 O. バルテンシュタイン (IFCJ 株エコライフラボ事業統括責任者)
 - ・矢祭町 鈴木 直人 (自立総務課長)
 - ・矢祭町 大森 秀一 (町民福祉課長)
 - ・矢祭町 菊池 基之 (教育課長)
 - ・その他町長が必要と認める者 高橋 敦宏 (福島県県南農林事務所森林林業部林業課長)
 - ・その他町長が必要と認める者 黒田 研一 (一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター事務局長)

1 開会【事業課長】午後1時30分

2 委嘱状交付【矢祭町長】

矢祭町長から出席者代表【設備整備者 O. バルテンシュタイン氏】へ委嘱状が手渡された。

3 町長あいさつ【要旨】

この事業は、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律ということで、近年の脱炭素の取組や経費削減に繋がればという思いもあり、デジタル化やコロナ禍、原油等の物価高の状況にあるなかで、身近な森林を活用し、こういった問題にも対応していくことが大切だと思っております。

協議会発足にあたり、委員の皆様より忌憚のないご意見をいただき、ご協力のほどお願い申し上げます。

4 議題【矢祭町長】

(1) 矢祭町農山漁村再生可能エネルギー協議会規約(案)について

事務局より協議会規約案及び参考資料に沿って説明。

質疑は特になし。

(2) 役員選出について

事務局案により会長、副会長の選出。

質疑は特になし。

※議長交替（古市副会長）

(3) 基本計画（案）について

事務局より矢祭町農山漁村再生可能エネルギー基本計画について配布資料に沿って説明。

質疑は次のとおり。

Q：基本計画の3. 2において、木質バイオマス熱利用施設と書いてあるが、この法律自体はあくまでも発電設備しか対象になっていないので、その部分は指摘される可能性があり、削除した方がよいと思うので、検討していただきたい。【設備整備者 O. パルテンシュタイン】

A：いただいた意見を基に削除いたします。【事務局】

Q：2の整備を促進する区域について、下関河内の木質バイオマス熱電併給施設については、既に導入されている施設なので、設備整備計画を策定されるという事でよいか。【その他町長が必要と認める者 黒田研一】

A：今日は計画の策定のみ協議という事ではございますが、この後、下関小学校用地で現在動いております、独楽矢祭様の方で設備整備計画の申請が上がってくる予定となるので、それについてはまた、この協議会を開催させていただき、この市町村計画に沿った申請であるかどうかというところを、ご審議いただきたいと思います。【事務局】

Q：その下の雑種地のユーパル矢祭とスインピア矢祭において基本計画において位置図けられる予定という事ですが、これについての、具体的な事業主体や、年次計画のような物はあるのか。【その他町長が必要と認める者 黒田研一】

A：こちらについては、昨年度スマートコミュニティ構築支援事業において、調査をさせていただき、熱電併給にするのか、熱利用のみにするかとということで、スインピアとユーパルにおいては、熱利用のみが合っているという調査結果がでていますが、その事業主体となるところで地域の企業に協力依頼するのか新たな企業を立ち上げるのかが、町としてクリアできないところがあり、今のところ保留となっているので、スケジュール的には、事業主体がどこで、期間をいつから始めるかというところはまだ決定はされておられません。【事務局】

Q：5.再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項の①の、林業活性化に寄与する取組の中で、具体的に矢祭町独自に行っていく考えはあるのか。

A：矢祭町では森林面積が約8割あるという事で、森林資源が沢山ある中で、具体的に何ができるかといところは、まだ進んでいない所ではございますが、下関小学校で行っております、木質バイオマス発電は、この地域の森林資源を活用している実績がありますので、まだ未定ではありますが、ユーパル矢祭等での発電等を今後進めて行けたらという将来像を描いています。

(4) その他

事務局より、議題としてその他はございませんが、先ほども申し上げましたとおり、この市町村計画に変更が生じた場合には、また皆様にお集まりいただきご審議いただきたいと思っております。

また、設備整備計画の申請があった場合には、市町村計画に沿った形の申請となっているかご判断いただくために、お集まりいただくこととなりますので、その際には、よろしく願いいたします。

5 閉会 午後2時10分